

令和8年度 学校経営方針

荒川区立第一中学校長  
小柴 憲一

## 1 学校教育目標

文化と平和を愛し、民主的なよい社会人としての資質を育成する。

めざす生徒像

- 学ぶことに興味・関心を抱く生徒
- 人前で自分を語れる表現力・発信力を身に付けた生徒
- 生徒会の一員として、委員・係・当番としての責任を果たす生徒

## 2 校訓

「あいさつの中」「ボランティアの中」「歌う一中」

## 3 学校経営目標と方向性

「社会を構成する一員」としての自覚をもたせるため、学級・学年・学校等の各組織の中で生徒主体の積極的な自治活動を通して社会的自立を促し、教科等の中で対話的な学び・生徒同士の学びあいの授業を展開するなど、質の高い教育を提供することにより、社会人としてふさわしい資質・能力の基盤を育成する。

- (1) 教員は生徒を指導するに当たって「社会を構成する一員」という用語を、文字で示したり言葉で伝えたりすることにより、生徒も「社会を構成する一員」という用語を使用するようになることを目指す。
- (2) 生徒会本部をピラミッドの頂点とした、委員会・係・班活動等の生徒会活動を主体的で実効性のあるものとし、生徒会員の力による健全な生徒会組織を構築させる。
- (3) 教科等を中心に全ての教育活動を通して以下の力を身に付けさせる
  - ① 多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるのと同時に、他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力
  - ② 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会と学校生活の相互関係を保ちつつ、自己の可能性を肯定的に受け止め、主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律して進んで学ぼうとする力
  - ③ 学習や生活をする上での様々な課題を発見・分析し、必要・有益・正確な情報を見極め、適切な解決手段を考え、行動変容することができる力
  - ④ 「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて、多様な生き方に関する価値を理解し、自ら主体的に判断して人格を形成していく力
- (4) 様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発達や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図るために、「特別の教科 道徳」の指導を通して、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めさせる。
- (5) 地域の力により企画・運営される地域行事にボランティアとして積極的に参画し、地域力を目の当たりに見るとともに地域への愛着を深め、地域の一員としての自覚を高める。
- (6) 6組と1～4組との交流及び共同学習を推進するとともに、障がいや特性を一つの個性と捉え理解しようとし、多様な人々と望ましい人間関係を構築する力や、共に課題を解決していこうとする姿勢を身に付けさせる。

## 4 具体的方策

### (1) 学校経営

- ① 「一人一人の生徒を大事にする」を根底とし、いじめ問題の被害生徒・加害生徒、認知の偏りや障がいのある生徒、食物アレルギーのある生徒、登校が困難な生徒、要保護児童等に関し適切な対応をとるために、各主任及び担当の教員が中心となり全教員が自分事として考える。
- ② 人権尊重教育推進校として人権課題「子供」の視点から、生徒を児童虐待・いじめから守り通

すとともに教員は決して体罰や不適切な指導をしない。また、人権課題「女性」の視点から不合理な男女の区別はしない。

- ③ 全校ハローワーク・職業調べ・勤労留学・上級学校訪問等、自分の将来の生き方を考える体験的学習を実施する際には、「特別の教科 道徳」の内容項目「勤労」との関連を図りながら指導していくことにより、人間としての生き方を深く考える機会とする。
- ④ 生徒用タブレットに導入されているスタディサプリについては国語・社会・数学・理科・英語の5教科の授業で、必ず1回は授業で活用することにより、生徒の活用意欲を高める。
- ⑤ 生徒の様子が分かり、生徒たちの肯定的活動の様子が伝わる学校からの便りを積極的に発行することにより、生徒たちの自己肯定感を高めるとともに、地域・保護者からの教育活動の「見える化」を図っていく。

## (2) 学習指導

- ① 生徒自身の「予想」「感想」「思い」「考え」「考察」等、自分自身の内面を書かせたり発表させたりする学習活動を、すべての授業で導入していく。そこで、学習者全員への発問形式から、3～4人グループにおける対話や議論を重視し、成果物としてコミュニケーションアプリやパワーアップ予算で各教室に配備するホワイトボードなどを活用していく。これらの授業展開により、生徒参加型で生徒にとっては授業後に「何を学んだか」「何ができたか」「学んだことを何に活用できるか」という深い学びにつなげていく。

よって1～4組の各学級においては、清掃や給食などを分担する生活班に加えて、授業中に対話や議論をする3～4人の学習班も編成する。

- ② 文字言語・音声言語などを活用し、自分を表現する活動を多く取り入れる。特に、文字言語により文章を書く活動に力を入れ、令和9年度の全国学力・学習状況調査の無回答率を下げる。
- ③ 「特別の教科 道徳」では、教材に応じて内容項目を適切に設定して、道徳的諸価値の何について考えさせるのかを明らかにした上で、「考える道徳」「議論する道徳」を推進する。
- ④ 芸術については鑑賞と表現が表裏一体であることを踏まえるとともに、生徒個人によって技能等の差があることから、指導に当たっては「なぜ芸術が生活を豊かにするのか」を理解させ、自分なりの芸術の楽しみ方を見つけ出させる。

また、過去に流行した芸術について、その当時の歴史的・社会的背景と関連づけながら指導するとともに、同年代に日本で流行した芸術との比較についても関心をもたせるような指導をすることにより教科を横断する指導を展開する。

さらに、音楽科においては歌詞の意味を理解し、情景や作者の思いを想像しながら歌うことができるようにさせ「歌う一中」の基盤をつくるため、特に生徒の音域に合わせた発声の仕方を指導していく。

- ⑤ 保健体育については男女共修とし、体育分野では性差による体力差も考慮に入れつつ一人一人にとって適度な運動量が確保されるように配慮するとともに、保健分野については、特に「心身の機能の発達」を取り扱う際には、異性尊重の精神を前提とした指導も取り入れながら行う。
- ⑥ 技術・家庭の技術分野においては、これからの社会の発展と情報の技術のあり方を考える活動を通して、また、家庭分野については、消費者の基本的な権利と責任に関する学習を通して、「社会を構成する一員」としての自覚をもたせる。
- ⑦ 外国語（英語）では、東京都でもスピーキングテストが本格実施になっていることから4技能5領域のうちの2領域「やりとり」「発表」については特に力を入れて指導していく。
- ⑧ 専門家・先人の知識や考えの宝庫である学校図書館やインターネットから収集した情報の正確性・有効性・有益性を見極めた上での活用など、課題解決のためにあらゆる情報を活用する学習を推進する。

なお、このような探究的学習活動をする際は、収集した情報を基に、生徒が自分の考えをまとめ、文字言語・音声言語、あるいはプレゼンテーションソフトなどによりアウトプットする学習を取り入れるとともに、一方的なアウトプットにとどまらず双方向の対話や議論に発展するよう授業展開を組み立てる。

- ⑨ 6組と1～4組の教育課程並びに担当教員と連携し、学年行事や学級行事などの日程を調整し、6組と1～4組との交流および共同学習をより一層推進する。

## (3) 生活・進路指導

- ① 「あいさつ」は人間関係を円滑にすることや、声を出すことにより対人コミュニケーションを実現させる出発点となることから「全ての基本」と言われている。よって、場に応じて相手に聞

こえる程度の声の大きさのあいさつが、一人だけの場合でもできるよう、社会性を高めていき、品のある「あいさつの中」を構築する。

- ② いじめの未然防止を図ることはもちろんのこと、早期発見に努める。特に、特徴的な言動をしてしまう生徒は周囲の生徒から理解されにくいことが多いことから、早めに当該の保護者との面談を通して、周囲の生徒への理解を促す方法について相談する。また、いじめに発展する可能性を教員が察知したときは、すでにいじめに進展している場合が多いことも念頭において、速やかに学校いじめ防止対策委員会に報告し対応する。その際、今起きているいじめ行為とその前段階にあったトラブル等の原因を分けて考え、まずは、「いじめ行為の具体の解明とそれが許されないこと」を指導し、そしてその次に「その原因となっていたことが起きないようにするための手立て」を指導するようにする。

また、いじめられた生徒の保護者の感情に寄り添うのは当然だが、いじめをしてしまった保護者の心の中にそれを認知したくないという心情がわいてくることを踏まえたうえで、「誰もが被害者にも加害者にもなり得ること」「大切なことはその経験を苦い経験として生徒本人が受け止めてリスタートすることにより、生徒はより一層人格が形成されていくこと」を伝えていく。

さらに、いじめの未然防止のための一環として、生徒会で仮称「いじめ撲滅運動」を展開し、いじめ行為をしにくい雰囲気を作りあげるとともに、いじめ行為への同調者や傍観者をなくし、各組織の生徒会力を高めていく。

- ③ 学校に登校できない生徒本人及び生徒を取り巻く要因は複雑であり、保護者の思いも不安や憤りで困惑している場合が多い。毎日もしくは頻繁な電話連絡やスクリーンを活用した個別連絡により保護者・本人を気遣い悩みを緩和していく取組みは一定の評価を受けている。一方で、直接話すことのできない生徒もいる状況もあり、その場合は、Google Meet によるオンライン面談ができる体制を積極的につくっていくように保護者に提案してみる。

また、スクールソーシャルワーカーの介入による環境の改善やスクールカウンセラー面談による心理面のサポートなど、専門職員の力も活用していく。

さらに不登校対応巡回教員や登校サポートスタッフにより、不登校生徒の一中エンカレッジルーム（登校サポートルーム）への登校者数を増やし、学校復帰へのきっかけをつくっていく。

- ④ 認知の偏りや障がいのある生徒については、そのことに伴って当該の生徒が学校生活上、「何に困っているか」という視点に立ってスクールカウンセラー・発達心理士とともに観察・分析する。そして、特別支援教育校内委員会で情報を共有するとともに、担任等は特別支援教育コーディネーターとともに保護者との面談を実施する。その際、まず、当該生徒が困り感をもっていることについて説明し、学校と保護者が当該生徒に対する願いをまず共有することが重要であり、個別指導計画等の支援計画の作成はそこから始まる。

なお、特別な教育課程により特別支援教室に通室する生徒については、他の生徒が当該生徒の通室の状況を察知することも予想され、他の生徒の中で当該生徒の認知の偏り等に対する誤解が生じている場合は、当該の生徒の保護者に対して他の生徒への正しい理解を求めるとともに説明をする方法もあることを提示し、保護者が同意した場合は、事前に説明原稿を作成し、当該生徒の保護者に確認をとったうえで他の生徒へ説明をし、当該生徒が不利益を受けないような配慮をする。

- ⑤ 中学生という発達段階では様々な困難・ストレスへの対処方法は十分に身に付いていない。また、学校・家庭生活の中で悩み事を抱えている場合もある。それを自分にとって当たり前だとか自分が受け入れるしかないと思わせるのではなく、「そのようなことを教員やスクールカウンセラーに相談してSOSのサインを出すのが中学生だ」ということを安全指導の一環として指導していく。また、SOSのサインを「いつ」「どのように」「誰に」出したらいいのか分からない生徒もいることから、SOSの出し方についても、個別に丁寧に指導していく。
- ⑥ ヤングケアラーが疑われる生徒は少なからず在籍している。そのような生徒の場合、家庭環境に要因がある場合が多い。そこで、スクールソーシャルワーカーが関係機関を保護者に紹介したり関係者会議に参加したりするなどして、課題の解決に向けて調整していくために、各教員が有する情報はスクールソーシャルワーカーと共有し、当該生徒の家庭環境を改善することによりヤングケアラーの解消を図っていく。

また、当該生徒は心理的に不安定な状況に陥っていることもあることから、学校内ではスクールカウンセラーと連携して心理的な安定を目指して取り組んでいく。

- ⑦ 生徒指導は生徒が問題を起こしたときだけに行う指導だけではない。日常的に「一人一人の

生徒を大事する」を根底とし、主に学級担任・学年教員が核となって生徒理解に努め、一人一人の生徒とのコミュニケーションを図っておかなければならない。そして、生徒が問題行動を起こしてしまったときは、社会的に許されないことについては毅然とした態度でそのことを説明し納得させる。また、保護者との連絡も図り、指導後も保護者の協力を得るため、あるいは保護者に安心感をもってもらうため、その後の様子や改善されている側面などを一定期間連絡する。なお、重大性や緊急性は、教員個人で判断しないために、また教員が一人で抱え込まないためにも、「報告・連絡・相談」そして「記録」を徹底する。

そして、緊急時・重大事には、早急な対応がとれるよう生活指導部の方針に基づき学校全体の体制で対応する。

- ⑧ 9月1日、防災の日は保護者引渡し訓練を実施する。その際、近隣小学校で同日に保護者引き渡し訓練を実施するのは瑞光小学校だけなので、瑞光小学校との同時開催とする。同時開催により、保護者に災害時において姉妹・兄弟を含めて我が子の安全を確保することの困難さを感じてもらうとともに、災害に備えることに対する関心を高めてもらう。
- ⑨ 「全校ハローワーク」「職業調べ」「勤労留学」「上級学校訪問」等を通して、職業人の社会性や専門性に触れることにより、社会人のすごさを実感させるとともに勤労観・職業観を養う。
- ⑩ 第3学年では、進路希望調査・三者面談を通して分かっている範囲内の適切な進路情報を提供し、生徒本人及び保護者との協議の中で意思決定ができるように促していく。特に、資料だけであったり、第三者からの助言だけで判断させたりするのではなく、実際に訪問して情報を収集し、他校と比較検討するなど、分析的に判断できるよう指導する。なお、中学生にとっての進路決定は、大人が想像するより本人にとっては重大に感じており、日常的な行動に特徴が表れていなくても、「これで人生が決まる」と思い詰めるほどストレスを抱えている場合も少なくないことに十分留意する。

#### (4) 特別活動・その他

- ① 人権尊重教育推進校としての研究テーマに「ウェルビーイングの向上」を掲げていることから、一人一人の生徒によって異なる学校生活への幸福感や満足感がそれぞれ高まるよう、生活の基盤となる生徒会力を高めていく。特に、幸福感や満足感を低下させる大きな要因となるいじめ行為の未然防止のため、生徒会本部で仮称「いじめ撲滅運動」展開のためのスローガンを発表し、すべての専門委員会は本部が掲げるスローガンのもと独自に強化期間を設けたり、特化した取り組みを行ったりすることにより、いじめ行為をしにくい雰囲気を作りあげるとともに、いじめ行為への同調者や傍観者をなくしていく。

この取組により「人権が擁護され実現されている状況を感じて、これを望ましいと感じ、反対に、これが侵害されている状況を感じて、それを許せないとする価値志向的な感覚」が養われ、生徒たちの相互関係の中で互いに居心地のいいと感じる環境を生み出すことができ、生徒のウェルビーイングは向上していく。

さらに、本校の各委員会の活動がルーティーン化しないためにも、小学校や地域と連携した取り組みを自分たちで発案したり、校内生活が健全化するための新たな活動を実践したりしていくよう指導する。

- ② 学級担任・学年教員は「一人一人の生徒を大事にする」を根底とし、一人一人の生徒にとって居場所のある学級・学年かどうかを常に振り返り、生徒が自分の存在意義を感じ、1日の終わりには充実感をもてる学級・学年経営をし、生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- ③ 中学生としての自立を目指し、自分自身の健康管理ができるよう「健康の維持・増進」に関する正しい知識を与え実践させる。また、保健の授業で指導することは当然のことであるが、生徒会活動により「自分の健康は自分で管理する」という風土を校内に広めていく活動も推進する。
- ④ 自治活動を活性化させるため、JRC（青少年赤十字）活動の活性化によりボランティア活動を積極的に推進し、公共心や奉仕の精神を育成し、「ボランティアの一中」を継承していく。
- ⑤ 給食指導に当たっては、たくさんの食数を調理するからこそ、一家庭では調理しにくい豊富な食材を使用した料理を食べられること、調理するに当たっては地産地消を考慮に入れていること、一週間・一月等の期間を通して栄養のバランスがとれていること、行事食や地域の食文化にも触れられること、さらには区民の納税により食べることができることなどについて生徒に認識させるとともに、だからこそあらゆる人々に感謝しなければならないことを理解させる。そのうえで、すべての学級で食品ロスを減らす努力をするとともに、保健給食委員会は残菜率の傾向を分析して、残菜率の少ない学級や学年を表彰するなどして、残菜を減らす取組を実施

する。

また、中学生という発達段階として「食物アレルギー」については理解していることとは思うが、年度当初に、食物アレルギーのある生徒が不利益を被らないよう、「アレルギー、そして食物アレルギーとは何か」について十分説明するとともに、食事をするときには食物アレルギーのある生徒を気にかけてあげる学級を構築するようにする。

なお、生徒たちがどのような給食を食べているか、どのような食育を推進しているかなどを保護者にも知ってもらうために、いずれかの学年が宿泊行事等を実施して食数の少ない日に、ISCの協力を得て給食試食会を開催する。

- ⑥ 部活動においては、部活動ガイドラインを厳守するとともに、練習の科学的裏付けを選手・部員に説明し「なぜその練習が必要なのか」を合理的に理解させること、顧問と選手・部員との間のコミュニケーションを十分にとること、心身両面で負担のかかるキャプテンや部長等に対する助言や支援を心がけること、異学年間・同学年内での人間関係を観察し人間関係のトラブルを早期に発見することに十分留意する。また、「信頼関係があるから少しくらい叩いても」という認識違いは教員同士の中で決して許されない風土を作る。
- ⑦ 連合体育大会は参加したい生徒が参加する、いわゆるオープン参加とし、これまでよりも取組の程度を軟化させる。記録会までの練習は3回のみとし、記録会後も種目別・リレー練習合わせて3回の練習とする。また、他の連合行事同様、朝礼等で選手紹介をすることもやめる。これらにより授業時数の確保と各種連合行事の公平性を図るとともに、部の活動時間も保障し、教員の負担軽減も図る。さらに出場選手が大幅に減少することも予想されるが、教育的価値を感じる生徒のみが選手に応募すればいい。そして学年として連合体育大会よりも修学旅行に重きを置くのであれば、修学旅行が連合体育大会当日に重なることも恐れずに連合体輸送列車を申し込む時点の1年生の保護者に同意を得たうえで秋を希望してもいい。

## 5 その他

- (1) 生徒のけが・体調不良に関しては、主任養護教諭と連携を図りながら迅速な対応をとる。保護者への連絡は当然のこと、判断に悩む場合は躊躇せず救急対応を要請する。
- (2) 部費の取扱いについては、保護者に現金管理の協力を依頼し、物品購入や報償費については請求書や領収書をもとに、現金を支出してもらうことにより部費取り扱いの公明・公正を図る。
- (3) 校内サービス事故防止研修により、常に一人一人の教員が自分のサービスについて振り返るとともに、ヒヤリ・ハットの段階でその事案を教員全体で共有する。
- (4) 「荒川区立小・中学校における働き方改革プラン」では目標「1週間あたりの在校等時間が60時間以上の教員ゼロにする」を掲げているが、この目標を1月当たりの時間外業務時間に換算すると、おおむね「61時間以上の時間外業務をする教員をゼロにする」となる。

一方、本校の令和7年度の月別の時間外業務時間の全教員の平均は下表のとおりとなっており、おおむね良好である。

月別 時間外業務時間の全教員の平均

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
R7	50.9	48.5	40.5	43.1	7.3	39.7	46.4	42.2	46.6	34.0	34.8	41.8	39.7

教育活動とはいずれを取り上げても教育的効果があることは当然のことであるが、だからといって何もかも実施していくと教員の業務量が許容範囲を超えてしまう。

そこで、さらなる行事の縮小を図り、運動会・学習発表会等の全日の学校行事は、終了後の学級活動・片付け等も視野に入れて、遅くとも15時には閉会にする計画を立案する。

また、通常の企画会や職員会議を開催する場合は30分間を目標とし、長くとも50分以内には終了させられるようにするため、事前の教職員間の根回しや調整を十分にしておく。

さらに、Microsoft Teams・校務支援システムの掲示板・回覧板機能などを有効に活用して連絡をし、朝の打ち合わせや会議などでそれらのことは復唱しない。これらのように、今までの取組をさらに推進し、紙で配付して書かれていることを口頭で説明する機会を大幅に縮減することにより、企画会や職員会議の回数も減らし、各教員が処理しなければならない事務作業や家庭連絡、生徒との面談などに時間を費やすことができるよう真剣に検討していき、教員個々のライフスタイルも守っていく。